

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に係る評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

京都府教育委員会

公表日

令和7年7月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務
②事務の概要	「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、府立高等学校在学者に対し、高等学校等就学支援金を支給。保護者等の所得情報等を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行うとともに、情報提供対象である支援金の支給に関する情報を統合宛名システムを経由し中間サーバーに保持する。
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
高等学校等就学支援金支給関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番123
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係
②所属長の役職名	京都府教育庁指導部高校教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都府教育庁管理部総務企画課法務係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号602－8570 京都市上京区下立売通新町西入敷之内町 京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係 TEL075－414－5043
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。 また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 申請書に記載された個人番号及び本人情報の正確性の点検	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[特に力を入れて行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[特に力を入れている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは施錠できる書棚等に保管し、その鍵の管理については保護責任者が行っており、担当者以外が接触することがないようにしている。

- ・本業務に係る文書廃棄時に、特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。

・これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5.評価実施機関における担当部署②所属長	高校教育課長 山埜 茂彦	高校教育課長 山本 康一	事後	
平成29年4月1日	I 5.評価実施機関における担当部署②所属長	高校教育課長 山本 康一	京都府教育庁指導部高校教育課長 井上 弘一	事後	
平成30年1月29日	I 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京	郵便番号612-0064 京都市伏見区桃山毛利長門西町 京都府総合	事後	
平成30年1月29日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	特定個人情報ファイル	特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)	事後	
平成31年4月1日	I 5.評価実施機関における担当部署②所属長	京都府教育庁指導部高校教育課長 井上 弘一	京都府教育庁指導部高校教育課長 吉村 要	事後	
令和1年6月1日	II 1.対象人数いつ時点の計数か	平成29年12月28日時点	令和元年5月1日時点	事後	
令和1年6月1日	II 2.取扱者数いつ時点の計数か	平成29年12月28日時点	令和元年5月1日時点	事後	
令和1年7月1日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名	京都府立高等学校授業料等収納システム	高等学校等就学支援金事務処理システム	事前	
令和3年10月31日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名	高等学校等就学支援金事務処理システム	高等学校等就学支援金事務処理システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和3年10月31日	I 4.情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根	<情報提供> 番号法第19条第7号 別表第二項番113	<情報提供> 番号法第19条第8号 別表第二項番113	事後	
令和3年10月31日	I 5.評価実施機関における担当部署①部署	京都府教育庁指導部高校教育課修学支援担当	京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係	事後	
令和3年10月31日	I 5.評価実施機関における担当部署②所属長	京都府教育庁指導部高校教育課長 吉村 要	京都府教育庁指導部高校教育課長	事後	
令和3年10月31日	I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	京都府教育庁管理部総務企画課行政担当	京都府教育庁管理部総務企画課企画広報係	事後	
令和3年10月31日	I 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号612-0064 京都市伏見区桃山毛利長門西町 京都府総合	郵便番号612-0064 京都市伏見区桃山毛利長門西町 京都府総合	事後	
令和3年10月31日	II 1.対象人数いつ時点の計数か	令和元年5月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月31日	II 2.取扱者数いつ時点の計数か	令和元年5月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和7年2月17日	I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	京都府教育庁管理部総務企画課企画広報係	京都府教育庁管理部総務企画課法務係	事後	
令和7年2月17日	I 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号612-0064 京都市伏見区桃山毛利長門西町 京都府総合	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪之内町	事後	
令和7年2月17日	I 3個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番91 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	番号法第9条第1項 別表 項番123	事後	
令和7年2月17日	I 4.情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根	<情報提供> 番号法第19条第8号 別表第二項番113	・番号法第19条第9号	事後	
令和7年2月17日	II 1.対象人数いつ時点の計数か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和7年2月17日	II 1.対象人数いつ時点の計数か	令和3年10月1日	令和7年1月1日	事後	
令和7年2月17日	II 2.取扱者数いつ時点の計数か	令和3年10月1日	令和7年1月1日	事後	
令和7年2月17日	IV11最も優先順位が高いと考えられる対策	新規追加			